

資料 2

パブリックコメントについて

パブリックコメントの周知方法としては、嬉野市ホームページ、班回覧を利用します。ホームページで周知する際の記載事項としては以下の通りです。

■趣旨

今般人口減少や高齢化に伴い、全国的に空家が増加しています。適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要となり、平成 26 年 11 月に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布されました。特別措置法には、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用を促進するための施策のひとつとして、空家等対策計画の策定ができることとされています。嬉野市においても人口減少や高齢化が進み、将来的に空家の増加が見込まれ防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れが見込まれることから「嬉野市空家等対策計画」を策定するものです。

■意見募集案件

[嬉野市空家等対策計画（案）](#)・・・ファイルを添付しここから閲覧できるようにします。

■意見を提出できる人

市内に在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方

■意見の募集期間

平成 29 年 12 月 25 日（月）から平成 30 年 1 月 23 日（火）までの 30 日間

■閲覧場所及び閲覧時間

- ・嬉野市役所総務課（塩田庁舎、嬉野庁舎）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土日祝日を除く）
- ・嬉野市ホームページ（前段の添付ファイル）

■意見提出の際の留意事項

・様式は任意のものでも結構ですが、住所（必須）・氏名（必須）・年齢・性別・電話番号・FAX 番号を記載してください。

- ・件名に「嬉野市空家等対策計画（案）に関する意見」と記載してください。

※住所・氏名のないものについては、受付できません。

- ・御意見の内容について、確認させていただく場合があります。
- ・提出していただいた書類等は返却いたしませんので、御了承ください。

[御意見記入用紙（PDF 版）](#)・・・ファイルを添付しここから取得できるようにします。

[御意見記入用紙（Excel 版）](#)・・・ファイルを添付しここから取得できるようにします。

■意見提出先及び提出方法

- 1 持参の場合

嬉野市役所 総務課（塩田庁舎、嬉野庁舎）

2 郵送の場合

〒843-0392 嬉野市嬉野町大字下宿乙 1185 番地 嬉野市役所 総務課宛て

3 FAX の場合

0954-42-3300

4 電子メールの場合

soumu@city.ureshino.lg.jp

■結果の公表

お寄せいただいた意見は、十分に検討のうえ参考とし、これに対する市の考え方とともに嬉野市ホームページで公表します。

■特記事項

- ・ 郵送、FAX、電子メールで提出された場合、受付済のお知らせはいたしません。
- ・ 結果公表内容で、住所・氏名・電話番号等は公表いたしません。
- ・ 個々の御意見に対し、直接回答はいたしません。

■問い合わせ先

嬉野市役所 総務課（嬉野庁舎）

TEL 0954-42-3301（平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）